

令和5年11月14日

ウィークリースタンス 実施要領（工事）

中部地方整備局

1. 目的

受発注者間において、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的とする。

2. 対象

本事務連絡の通知日以降に新たに契約する工事（港湾空港部、営繕部関係の工事は除く）
既契約工事についても適用とするが、残工期などを考慮して適用の可否を判断するものとする

3. 取組内容

取組内容については、ノー残業デーなどの労働環境改善の取り組みが各企業で異なること、工事内容による特性が考えられるため以下に示す項目の内容について、受発注者間で確認・共有した内容を施工計画書に記載する。柔軟性をもった取り組みとすること。

なお、災害復旧工事、経常維持工事などにおける緊急を要する作業、連絡の場合は、この限りではない。

【設定項目】

- （１）休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- （２）休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- （３）１６時以降の打合せ、現地立会を行わない
- （４）作業内容に見合った作業期間を確保する
- （５）ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- （６）Web による打合せを積極的に導入する

4. 進め方（案）

- ①工事着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境を確認し、取り組む実施日、実施時間等を確認する。
- ②工事特性等を勘案し取り組む内容を受発注者で確認・共有する
- ③施工計画書に取り組み内容を記載する

5. 施工計画書への記載例

工事の内容にあわせて適時修正して記載するものとする

〇〇．ウィークリースタンスの取組について

本工事における受発注者で取り組むウィークリースタンスについては以下をとおりとする。なお、緊急を要する場合等はこの内容によらず対応する

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- (2) 休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- (3) 16時以降の打合せ、現地立会は行わない
- (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (5) ノー残業デー（毎週水曜日および隔週金曜日）は勤務時間外の依頼はしない
- (6) Web による打合を積極的に導入する

ウィークリースタンス 実施要領(工事)

2024年4月から建設業界にも適用される残業時間の上限規制を踏まえ、工事現場環境の改善に向けた取り組みを実施

■対象工事

すべての工事（港湾空港部、営繕部関係の工事は除く）

■取組内容

設定項目を参考にして、受発注者相互で工事特性等を勘案し取り組む内容を確認・共有した内容を施工計画書に記載する。

なお、災害復旧工事、経常維持工事などにおける緊急を要する作業の場合は、この限りでは無い

【設定項目】

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない
- (2) 休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- (3) 16時以降の打合せ、現地立会は行わない
- (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- (6) WEBによる打合せを積極的に導入する

※緊急を要する場合等はこの内容によらず適切に対応する

木	金	土	日	月	火
	依頼			提出	

休日前の依頼。休日明けの提出。
しない。

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
				昼食						

16時以降の打合せ、現地立会は行わない

月	火	水	木	金	土
依頼				提出	

※作業内容によって適切に設定。

作業内容によって、
適切な作業時間を設定

WEBによる打合せを積極的に導入

